

常陽 JWEBOFFICE ワンプッシュ認証 利用規定 新旧対照表 (赤字部分が改定箇所)

条項	旧	新 (2024. 3. 21 改定)
第5条1	第4条第2項のワンプッシュ認証の利用開始登録の完了後は、本サービスの取引画面にログインする際に、基本パスワード情報に加えてワンプッシュ認証による本人認証を行います。また、各種届出や取引を承認する際に、取引実行パスワードに加えてワンプッシュ認証による追加認証を行います。	第4条第2項のワンプッシュ認証の利用開始登録の完了後は、本サービスの取引画面にログインする際に、基本パスワード情報に加えてワンプッシュ認証による本人認証を行います。また、 JWEBOFFICE においては、各種届出や取引を承認する際に、取引実行パスワードに加えてワンプッシュ認証による追加認証を行い、JWEBOFFICE 外為版においては、各種届出を行う際にワンプッシュ認証による追加認証を行います。
第6条3	お客様がワンプッシュ認証の一時停止を希望する場合は、「 常陽 JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」および「 常陽 JWEBOFFICE 【外為版】パスワードに関する諸届」（以下上記2つの諸届を総称して「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用を一時停止するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該ワンプッシュ認証利用者の一時的な措置を講じます。なお、ワンプッシュ認証の利用を一時的に停止した状態で JWEBOFFICE を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。	お客様がワンプッシュ認証の一時停止を希望する場合は、「 常陽 JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」および「 常陽 JWEBOFFICE 【外為版】パスワードに関する諸届」（以下上記2つの諸届を総称して「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用を一時停止するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該ワンプッシュ認証利用者の一時的な措置を講じます。なお、ワンプッシュ認証の利用を一時的に停止した状態で 本サービス を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。
第7条3	お客様がワンプッシュ認証の利用解除を希望する場合には、パスワードに関する諸届に従い利用解除するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除措置を講じ、専用アプリ格納スマホの登録を無効にします。また、ワンプッシュ認証の利用を解除した状態で JWEBOFFICE を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。 なお、「 常陽 JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」による届出に代わり、JWEBOFFICE 外為版を除くサービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除ができます。	お客様がワンプッシュ認証の利用解除を希望する場合には、パスワードに関する諸届に従い利用解除するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除措置を講じ、専用アプリ格納スマホの登録を無効にします。また、ワンプッシュ認証の利用を解除した状態で 本サービス を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。 なお、「 常陽 JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」による届出に代わり、 JWEBOFFICE 外為版を除く JWEBOFFICE においてはサービス管理責任者が、JWEBOFFICE 外為版においてはサービス管理責任者またはサービス管理責任者と同等の操作権限を有する管理者権限の利用者が、 当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除ができます。
第7条4	故障等より専用アプリ格納スマホを変更する場合には、ワンプッシュ認証の利用解除が必要となります。この場合、前項に従い、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除措置を講じ、専用アプリ格納スマホの登録を無効にします。また、ワンプッシュ認証の利用を解除した状態で JWEBOFFICE を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。 なお、「 常陽 JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」による届け出に代わり、JWEBOFFICE 外為版を除くサービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届け出の手続きを行うことで当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除ができます。 スマートフォンを変更の後には、ワンプッシュ認証利用者は再度第4条第1項に定めるワンプッシュ認証の利用開始登録を行ってください。	故障等より専用アプリ格納スマホを変更する場合には、ワンプッシュ認証の利用解除が必要となります。この場合、前項に従い、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除措置を講じ、専用アプリ格納スマホの登録を無効にします。また、ワンプッシュ認証の利用を解除した状態で 本サービス を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。 なお、「 常陽 JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」による届出に代わり、 JWEBOFFICE 外為版を除く JWEBOFFICE においてはサービス管理責任者が、JWEBOFFICE 外為版においてはサービス管理責任者またはサービス管理責任者と同等の操作権限を有する管理者権限の利用者が、 当行ホームページ所定の画面から届け出の手続きを行うことで当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除ができます。 スマートフォンを変更の後には、ワンプッシュ認証利用者は再度第4条第1項に定めるワンプッシュ認証の利用開始登録を行ってください。

以上